

令和元年6月八戸市議会定例会

提 出 議 案

## 6 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第74号	令和元年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第75号	令和元年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第76号	南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第77号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第78号	八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第79号	八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第80号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第81号	八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第82号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第83号	八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第84号	八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第85号	八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第86号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第87号	指定ごみ袋の買入れについて	35

議案第76号

南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の措置を引き続き実施するためのものである。

## 南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例

南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に関する条例（平成17年八戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

議案第77号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるとともに、その他規定の整理をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第2項第1号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「105,290円」を「165,150円」に改め、同項第2号中「57,190円」を「70,790円」に改め、同項第3号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「52,650円」を「82,580円」に改め、同項第4号中「28,600円」を「35,400円」に改める。

別表中

6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円
5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円

を

「

6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円
5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

議案第78号

八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

片道普通旅客運賃の最低額を改定し、その他規定の整備をするためのものである。

## 八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例

八戸市自動車乗車運賃等条例（平成13年八戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第14条を除き、」を削る。

第5条中「片道普通旅客運賃」を「前条第1項第1号アの規定にかかわらず、片道普通旅客運賃」に、「150円」を「170円」に、「80円」を「90円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。



議案第79号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保及び食事の提供に係る基準を緩和するためのものである。

## 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
  - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第

6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条」を「第6条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第80号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子支援員の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を加えるとともに、心理療法担当職員の資格に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「大学（」の次に「短期大学を除き、」を加える。

第28条第1号中「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第81号

八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、老人福祉法による福祉の措置等に関する事務における特定個人情報の利用に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

八戸市個人番号の利用に関する条例（平成27年八戸市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中

「	地方税関係情報であって規則で定めるもの	」
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	を

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	に改める。
------------------------------	-------

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第82号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するためのものである。

## 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第24条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第83号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を改定するとともに、減額賦課の対象者を拡大し、その保険料率を定めるためのものである。

## 八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「34,020円」を「28,350円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,350円」とあるのは、「45,360円」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「28,350円」とあるのは、「53,865円」と読み替えるものとする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第6項から第8項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第84号

八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を設置する場合における生活環境影響調査結果の縦覧等の手続を定めるとともに、生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の見直しをするためのものである。

## 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し中「対象施設」を「対象となる施設」に改め、同条中「同条第9項」の次に「（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項」を「法第9条の3第1項」に、「第5条各項に規定する一般廃棄物処理施設」を「第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場」に改める。

第2条の3第1項第7号中「以下」を「次条第1項において」に改め、同条第3項中「30日間」の次に「（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、30日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間）」を加える。

第2条の4第1項中「14日」の次に「（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設にあっては、14日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として前条第1項の告示で指定する期間）」を加える。

第2条の6中「対象施設」の次に「又は受託者の施設」を加え、「当該区域を管轄する市町村の長に」を「対象施設にあっては」に改め、「写しを」の次に「、受託者の施設にあっては受託者の調査書、第2条の6第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第3項の書類の写しを、当該区域を管轄する市町村の長に」を加え、同条を第2条の9とする。

第2条の5中「対象施設」の次に「又は受託者の施設」を、「経たものは、」の次に「対象施設にあっては第2条の2から第2条の4までの手続を、受託者の施設にあっては」を加え、同条を第2条の8とし、第2条の4の次に次の3条を加える。

（受託者の生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる施設）

第2条の5 法第9条の3の3第2項（同条第3項の規定により読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託者の生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者の調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

（受託者の調査書等の縦覧）

第2条の6 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」と

いう。)は、前条に規定する焼却施設に係る受託者の生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨を市長に届け出なければならぬ。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、受託者が受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨並びに縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 受託者の連絡先

(3) 受託者が設置する一般廃棄物処理施設（以下「受託者の施設」という。）の名称

(4) 受託者の施設の設置の場所

(5) 受託者の施設の種類

(6) 受託者の施設において処理する一般廃棄物の種類

(7) 受託者の施設の処理能力

(8) 実施した生活環境影響調査の項目

(9) 受託者の施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者（次条第1項において「利害関係人」という。）が意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(10) その他市長が必要と認める事項

3 受託者は、縦覧に際しては、受託者の調査書のほか、受託者の施設に関する法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類の縦覧を行うものとする。

4 縦覧は、規則で定める場所において、第2項の規定による告示の日から起算して30日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間行うものとする。

（受託者の施設に係る意見書の提出先及び提出期限）

第2条の7 前条第2項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同条第4項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して14日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に意見書を提出することができる。

2 受託者に対する意見書の提出先は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第85号

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

長根公園駐車場を設置し、その管理について必要な事項を定めるとともに、長根公園スピードスケートリンクの廃止及び沼館3号公園ほか23公園等の名称変更その他規定の整備をするためのものである。

## 八戸市都市公園条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園条例（昭和40年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「運動公園」の次に「（長根公園にあっては、長根公園駐車を除く。）」を加える。

第8条第1項中「第19条及び第28条第1項第3号」を「第22条及び第31条第1項第3号」に改める。

第11条第2項中「有料公園施設」の次に「（長根公園駐車を除く。第18条第1項において同じ。）」を加える。

第12条中「又は第8条第1項」を「又はこの条例第8条第1項」に、「において第8条第1項」を「において同項」に改める。

第14条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第29条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第32条とする。

第28条第1項第3号中「第19条」を「第22条」に改め、同条を第31条とする。

第27条中「第19条」を「第22条」に改め、同条を第30条とする。

第26条第4号中「第19条」を「第22条」に改め、同条を第29条とし、第25条を第28条とし、第21条から第24条までを3条ずつ繰り下げる。

第20条中「法第6条第1項又は第8条第1項」を「第6条第1項又はこの条例第8条第1項」に改め、同条を第23条とし、第19条を第22条とする。

第18条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条を第21条とし、第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条を第18条とする。

第14条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第15条 長根公園駐車場を使用しようとする者は、別表第3に定める使用料（以下この条、次条及び第17条において「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、自動車を出場させるときに徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部について別に納期を指定し、徴収することができる。

（使用料の払戻し）

第16条 既に納付した使用料は、払戻ししない。ただし、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を払戻しすることができる。

（使用料の減免）

第17条 市長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1の5の表中

沼館3号公園	〃 沼館一丁目103番地の1
小中野1号公園	〃 沼館一丁目103番地の2

に、「尻内中央公園」を

淀1号公園	〃 沼館一丁目103番地の1
淀2号公園	〃 沼館一丁目103番地の2
淀3号公園	〃 沼館一丁目103番地の3

「一番町中央公園」に、「尻内東公園」を「一番町東公園」に、「湊第3号公園」を「湊浜通り2号公園」に、「高州二丁目103番地の1」を「高州二丁目143番地の1」に、「類家第5号公園」を「小中野二丁目公園」に、「青葉2号公園」を「青葉三丁目公園」に、「類家中央4号公園」を「諏訪二丁目公園」に、「沢向公園」を「三島上公園」に、「青葉1号公園」を「青葉一丁目公園」に、「河原木第2号公園」を「小田前公園」に、「河原木第3号公園」を「下長四丁目日計公園」に、「河原木第5号公園」を「追切公園」に、「石堂第7号公園」を「城北たんぼ公園」に、「湊第2号公園」を「湊浜通り1号公園」に、「河原木第6号公園」を「洲先公園」に、「古川頭公園」を「南類家三丁目古川頭公園」に、「日計公園」を「日計中央公園」に、「売市第7号公園」を「小待公園」に、「売市第6号公園」を「長根四丁目公園」に、「新井田西公園」を「新井田西一丁目公園」に、「売市第8号公園」を「長根三丁目公園」に、「新井田西中央公園」を「新井田西二丁目公園」に改める。

別表第1の6の表中

類家緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>〃 諏訪一丁目16番地の1及び16番地の50</li> <li>〃 諏訪二丁目13番地の6、32番地及び33番地</li> <li>〃 諏訪三丁目22番地及び23番地</li> <li>〃 類家五丁目31番地から33番地まで</li> </ul>
------	--

類家緑地	〃 類家五丁目31番地、32番地及び33番地	に、「旭ヶ丘1号公園」
諏訪一丁目緑地	〃 諏訪一丁目16番地の1及び16番地の50	
諏訪二丁目緑地	〃 諏訪二丁目13番地の6、32番地及び33番地	
諏訪三丁目緑地	〃 諏訪三丁目22番地及び23番地	

を「旭ヶ丘1号緑地」に、「旭ヶ丘2号公園」を「旭ヶ丘2号緑地」に、「旭ヶ丘3号公園」を「旭ヶ丘3号緑地」に、「旭ヶ丘4号公園」を「旭ヶ丘4号緑地」に、「旭ヶ丘5号公園」を「旭ヶ丘5号緑地」に、「旭ヶ丘6号公園」を「旭ヶ丘6号緑地」に、「湊緑地」を「湊赤坂1号公園」に、「第二湊緑地」を「湊赤坂2号公園」に改める。

別表第2中「第15条」を「第18条」に改める。

別表第3中「第15条」の次に「、第18条」を加え、別表第3の2の表中「長根公園パイピングスケートリンク利用料金」を「長根公園アイスホッケーリンク利用料金」に改め、同表中

アイスホッケーリンク	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	円 11,000	を
	入場料を徴収する場合	1時間当たり	33,000	
スピードスケートリンク	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	29,350	
	入場料を徴収する場合	1時間当たり	88,050	

入場料を徴収しない場合	1時間当たり	円 11,000	に改め、
入場料を徴収する場合	1時間当たり	33,000	

同表備考第1号中「パイピングスケートリンク」を「アイスホッケーリンク」に改める。

別表第3の5の表を別表第3の6の表とし、別表第3の4の表の次に次の1表を加える。

#### 5 長根公園駐車場使用料

(自動車1台につき)

区 分	駐車時間	金 額
体育施設使用者	午前7時から午後10時まで	無料
	午後10時から翌日午前7時まで	1時間までごとに 200円

体育施設使用者以外の者	午前7時から午後10時まで	1時間まで	無料
		1時間を超え2時間まで	200円
		2時間を超え3時間まで	400円
		3時間を超える場合において午後10時まで	600円
	午後10時から翌日午前7時まで	1時間までごとに	200円

#### 備考

(1) 駐車場に駐車できる自動車の種別は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する自動車のうち、普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

(2) 「体育施設使用者」とは、次に掲げる施設の利用者をいう。

ア 別表第3に掲げる有料公園施設のうち、長根公園野球場、長根公園野球場管理棟、長根公園アイスホッケーリンク及び長根公園水泳プール

イ 八戸市弓道場条例（昭和52年八戸市条例第11号）第2条に規定する八戸市弓道場

ウ 八戸市武道館条例（昭和56年八戸市条例第12号）第2条に規定する八戸市武道館

エ 八戸市屋内スケートリンク条例（昭和59年八戸市条例第11号）第2条に規定する八戸市長根屋内スケート場

オ 八戸市スポーツ研修センター条例（平成3年八戸市条例第18号）第2条に規定する八戸市スポーツ研修センター

カ 八戸市体育館条例（昭和62年八戸市条例第20号）第2条に規定する八戸市体育館

別表第4中「第16条」を「第19条」に改める。

#### 附 則

この条例中別表第1の5の表、別表第1の6の表及び別表第3の2の表の改正規定は令和元年7月1日から、その他の規定は規則で定める日から施行する。



議案第86号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

用途地域における公開意見聴取及び建築審査会の同意を要しない場合の建築等許可申請手数料、既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料等の額を定めるとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1の表17の項中「1件につき18万円」を

「(1) 法第48条第16項第1号に該当する場合 1件につき12万円

(2) 法第48条第16項第2号に該当する場合 1件につき16万円 に改め、同表20の項中「第

(3) 前2号のいずれにも該当しない場合 1件につき18万円 」

53条第4項」の次に「若しくは第5項」を加え、「同条第5項第3号」を「同条第6項第3号」に改め、同表48の項手数料を徴収する事務の欄中「行う」を削り、「工事」の次に「に分けて増築等を含む工事を行う場合若しくは法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合」を加え、「同条第3項」を「法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同表49の項とし、同表47の項の次に次のように加える。

48 法第86条の7第4項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき27,000円
--	--------------------------------	--------------

別表第6の1の表に次のように加える。

50 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して行う当該建築物の興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	用途変更による興行場等使用許可申請手数料	1件につき12万円
51 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して行う当該建築物の特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	用途変更による特別興行場等使用許可申請手数料	1件につき16万円

別表第6の1の表備考第3項中「48の項」を「49の項」に改め、同表備考第5項中「48の



項」を「49の項」に改め、同項第1号中「を増築し、又は改築する」を「について増築又は改築を含む工事を行う」に改め、同項第2号中「建築物を増築し、又は改築する」を「、建築物について増築又は改築を含む工事を行う」に改め、同項第3号中「の大規模の修繕又は大規模の模様替をする」を「について大規模の修繕若しくは大規模の模様替を含む工事又は用途の変更に伴う工事を行う」に、「又は模様替」を「、模様替又は用途の変更」に改め、同項第4号中「建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする」を「、建築物について大規模の修繕若しくは大規模の模様替を含む工事又は用途の変更に伴う工事を行う」に改める。

#### 附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第2条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



議案第87号

指定ごみ袋の買入れについて  
別紙のとおり指定ごみ袋を買い入れる。

令和元年6月13日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定ごみ袋を買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品名	数量
家庭系可燃物用45リットル	6,058,000枚
家庭系可燃物用30リットル	3,040,000枚
家庭系可燃物用20リットル	1,104,000枚
家庭系不燃物用45リットル	234,000枚
家庭系不燃物用30リットル	160,000枚
家庭系不燃物用20リットル	96,000枚
ボランティア可燃物用45リットル	52,000枚
計	10,744,000枚

2 買入金額 64,021,772円